

日米両国の四年制大学における単位制度の比較に関する研究

讃岐 和家

はじめに

本学教養学部教育学科の教育学研究室は1989年度に文部省の科学研究費補助金120万円の交付を受けて「日米両国の四年制大学における単位制度の実態と将来像」に関する比較調査を行った。この調査で私たちは、わが国の大学については、全大学（89年度は500大学）にある全学部（総数1,268学部および学群）のアンケート調査を行い（依頼用紙および調査書は文末に添付）、アメリカの大学については、Barron's Profile of American Collegesの1988年版に所載の1,502大学の中からランダムに抽出した300校（全体の約20%）に依頼状を発送して「学部履修要項」を送ってもらい、これらの要項に記載されている学生の履修に関する規定を調査することとした。

日本の大学からの回答は909学部からあり、回収率は71.7%であり、アメリカの大学からの回答は176大学からあり、回収率は58.7%であった。比較した主要な項目は、卒業の要件、進級に関する規則、各学年毎の履修単位数に関する規定、および各学年毎の履修単位数の最高と最低についての制限の規定であった。

両国の大学の学部における単位制度に関する規定は実に多様であり、厳密で詳細な分析は不可能に近いが、以下は上記の比較調査の大要の報告およびこの調査に基づく筆者の所見である。

I 比較調査の目的とひとつの仮説

単位制度 (credit system) とは、「学習者の学習量を測定する便宜的手段として考えられた制度的装置⁽¹⁾」であり、大学の単位制度とは「大学における授業の履修に係る学生の学習量を測るもので、基礎的な量としての1単位数、全体としての総単位数及びそれを配分し、選択履修させ、学問的クレジットを与える過程のすべてを含む制度⁽²⁾」として定義される。わが国の大学の現行単位制度はアメリカの大学の単位制度をモデルとして、昭和22年7月に大学基準協会の「大学基準」において策定され、この単位制度が昭和31年10月に文部省令として法令化された「大学設置基準」の中に制定されて現在に至っている。現行の「大学設置基準」によれば、1単位は「教室内及び教室外を合せて45時間の履修時間」であり（大学設置基準第26条）、大学卒業の要件は「大学に4年以上在学し、124単位以上を修得すること（医学部、歯学部、獣医学科は除く）」（同32条）となっていることは周知の通りである。しかし、このような規定にもかかわらず、わが国の単位制度がいわゆる「空洞化」していると言われ出してから年久しい。

単位制度の空洞化についての言及は、すでに昭和26年当時の大学基準協会の文書に見出される。すなわち、同年に刊行された同協会の『我が国に於ける一般教育』に次のような記述がある。「なお最近の調査によると、124単位をはるかに超える単位を卒業までに修得することを要求する大学が相当に存するようであるが、これは単位の計算方式に関する認識を欠くか、又はその実行方法に十分に思いを致さぬためであろう。一単位の計算方式と、その授業方法とを十分に考慮する場合は、124単位を著しく超えることは到底できない筈である。⁽³⁾」

この記述を補足する資料として、この文書には「124単位の合理性について」と題して次の註が付せられている。

「体育単位を除いた124単位を4年で修得することになっているから、平均すると、1年30単位となり、半年（15週）では15単位となる。然るに1単位は毎週3時間の学生勉学活動15週間と定めてあるから、1週間の勉学活動として学生に要求せ

られる時間数は $15 \times 3 = 45$ 時間となる。従って毎週5日制とするとき $45 \div 5 = 9$ 時間が毎日の学生の勉学活動となる。この他に体育の時間や課外活動等も加わるから、これ以上はオーバーワークとなることは明瞭であろう。故に、124単位は最低基準とされているが、新制大学の根本義に徹すれば、同時に大体最大基準とも見做し得るであろう。⁽⁴⁾」

この註にみられる「新制大学の根本義に徹すれば、124単位は最低基準であると同時に最大基準でもある」という新制大学制度制定当時の理解は、現実には幻想に留まったように思われる。1単位を「教室内外での45時間の履修時間」とし、124単位を大学卒業の最低要件であるとするならば、わが国の大学生は、4年間で合計5,580時間勉学していることとなり、これを1学年30週間、4年間で120週間で割ってみるならば、わが国の大学生はすべて、入学直後から卒業直前まで、毎週46.5時間学んでいるはずである。大学設置基準第27条の規定の通りに授業日数を1学年35週間、4年間で140週間とする場合は、週当たりで39.9時間である。しかし、現実はこのような想定からはるかにはなれているようにみえる。これが「単位制度の空洞化」の意味する現実なのであろう。

アメリカ合衆国の教育省は1987年1月に『日本の教育の現状』"Japanese Education Today"と題する報告書を発表した。この報告書は、わが国の初等教育および中等教育を極めて高く評価しているが、これと対比して高等教育は著しく見劣りがするとして、2人の知日家エズラ・ヴォーゲルおよびエドウィン・O・ライシャワーによる次のような所見を紹介している。

「大学には学生への学位授与という重要な任務があるが、教授陣は教育活動や学生の指導に対してさほど熱心ではない。学生は学生で授業の準備などそれまでの受験時代に比べてはるかに及ばぬ有様だし、教室では厳しく分析しようとする姿勢が欠けており、出席状況は悪い。学生1人あたりにかける大学側の経費は理解に苦しむほど低い。……日本の学生が提出するレポートは、自分の独創性を出そうと努力したものではなく、ただ概要だけが書かれることが多い。」

「おそまつな教授活動と学生の不勉強にもとづく大学生活4年間は、効率に情熱

を傾けるこの国にしては信じられないほどの無駄使いであるように思える。」⁽⁵⁾

これは大変な酷評であり、わが国の大学のすべてがこのようであるとは筆者は思わない。わが国の大学はそれぞれに教育に工夫をこらし、教育の質の改善に努力を傾けているように筆者は思うが、アメリカ人の眼からみたとときにわが国の大学教育がこのようにみえるという事実には私たちは留意する必要があるであろう。

アメリカの大学をモデルとして新制大学の制度を設立したにもかかわらず、わが国の大学教育が見劣りするものとなっている主要な理由のひとつに、私たちは、わが国の単位制度の内実がアメリカの大学の単位制度と異なっていることがある、と想定した。この想定が、日米両国の大学の単位制度の比較調査の目的であった。

1987年8月に発表された臨時教育審議会の最終答申は、学部段階における大学教育の改革についての提言の中で、「現行の単位制度の在り方の再検討」に言及している。その後発足した「大学審議会」は、「一般教育と専門教育の内容や在り方」、「教育研究組織の構成」、「大学設置基準の大綱化」と並べて「単位制度の空洞化」の問題を審議項目としてかけ、審議を続けていることは周知の通りである。

相似た単位制度をとりながら、アメリカの大学では「単位制度の空洞化」の声は聞かれないのに、わが国の大学では制度設立以来それが指摘されるのはなぜであろうか。その理由は、「アメリカの大学では卒業の要件である総単位数の学年毎の均等配分制度がとられている」のに対して、わが国の大学ではこのような制度が存在しない点にあるのではないか。これが今回の比較調査に際しての研究代表者である筆者の仮説であった。

Ⅱ わが国の大学の単位制度の実態

A 学部卒業に必要な総単位数の実態

私たちがわが国の大学の全学部に送ったアンケート調査の第1の項目は、卒業の要件である総単位数に関するものである。この種の調査としては、

すでに日本私立大学協会が昭和61年に加盟大学を対象として調査した結果を一覧表として発表しており⁽⁶⁾、平成2年4月に大学基準協会が会報第64号に学科単位で調査した一覧表を資料として発表している。1989年度の文部省発行「全国大学一覧」巻末の表によると、同年度に存在した全国の大学の学部数は1,262学部であり、その種類は85種類となっている。85種類の学部を便宜上、下記の15に区分けし、また学部内の学科間の要件は平均をとるという操作をした上で、調査した総単位数の平均およびその最高と最低は次の表の通りであった。学部の中には教養学部、文理学部、法経学部等の複合学部や学際的学部がある等の理由で、区分にも問題点があり、必ずしも同一学部内の全学科の資料が送られてこなかった事例もみられるので、統計的には必ずしも厳密なものではないが、全体像をみる目安にはなるであろう。

表 1. 学部卒業に必要な総単位数

	学 部 数	卒業の要件たる 総単位数の平均	最低と最高
1. 文・法・経・商・ 教育系統学部			
①文 学 部	117	130.4	124~149.6
②法 学 部	74	136.1	124~160
③経 済 学 部	110	134.4	124~160
④商・経営学部	61	133.3	124~160
⑤教 育 学 部	49	133.5	124~147
⑥その他の文科系学部 と学際系学部	103	133.3	124~150
2. 芸術・体育・ 家政系統学部			
⑦芸術系学部	29	128.2	124~140
⑧体 育 学 部	13	127.1	124~136
⑨家 政 学 部	28	127.4	124~140
3. 理・工学系統学部			
⑩理 学 部	61	132.5	124~151.5
⑪工 学 部	104	134.7	124~178.5
4. 農・水産・ 薬学系統学部			

⑫ 農・水産系学部 (獣医学科は除く)	42	140.1	124~153
⑬ 薬学部	39	140.6	125~159.5
5. 医・歯学部			
⑭ 医学部	65	72.2 単位 + 4,710 時間	
⑮ 歯学部	15		
全体の平均		133.6	(医学部・歯学部等6年制課程は除く)

この集計結果をみて気づくことは、第1に4年制課程の学部の卒業の要件である総単位数の平均は約134単位であって、大学設置基準が定めている最低の124単位を約10単位上まわっているということ、第2に一般的に言って理科系の学部の総単位数は文科系学部より高いということ、および第3に文科系学部の中では法学部の総単位数が高めに設定されていることである。

質問項目の第2のものとして、総単位数の一般教育、外国語科目等、授業科目の区分毎の配分をたずねたが、その状況は大学設置基準の規定に対応するものであって、特に記述すべき点は見出されなかった。

B 卒業論文または卒業研究の実態

私たちの科研費研究の第3の質問項目は、卒業論文または卒業研究の有無および必修か否かに関するものであった。卒業論文等については、前記の『大学に於ける一般教育』の緒論に「卒業論文の単位について」と題して次のような註が付記されている。

旧制大学では学部によって異なったが、学生が1ヶ年以上全的に没頭することも珍らしくなかった。新制大学に於ては、かく専門の問題に学生が過大な時間をさくことはその教育理念及至目的に反するので、卒業論文の単位は、余り多くしないことが望ましいであろう。詳細は各大学の事情に鑑みて適当に決定さるべき性質のものであるが、一般論的に言って8単位以下、4単位程度が妥当であろうか。又、特に卒業論文を設けないやり方も考えられるし、実際にも、そのように決定している大学が既にあるようである。

この註は新制大学発足当時の大学基準協会における一般的な考え方を反映

するものであろう。卒業論文または卒業研究に関する規定を比較的に均質とみなすことができ、かつ回答数の多かった文学部（117学部）、法学部（74学部）、経済学部（110学部）、工学部（104学部）、および医学部（56学部）についてみると、その状況は次表の通りである。

表 2. 卒業論文または卒業研究の有無（%表示）

学 部 名	文	法	経	工	医
①有る (1)必修	78.6	6.8	26.4	91.3	1.9
(2)選択	3.4	27.0	32.7	1.9	0
(3)学科毎に異なる	14.5	0	0	5.8	0
②無い	1.7	66.2	40.0	0	98.1
③学科毎に異なる	0.9	0	0.9	0	0

卒業論文または卒業研究を課しているのは、工学部がもっとも多く、ついで文学部、経済学部、法学部となっており、医学部ではほとんどの学部において課せられていない。

C 進級に関する規定の有無

質問事項の4は各学部における進級に関する規定の有無とその規定の内容を問うたものであった。進級に関する規定の有無については、ほとんどの大学がなんらかの規定を設けている。その様態は、1年次終了までの修得単位数を規定するもの、2年次の前期までの修得単位数を規定するもの、2年次終了までの修得単位数を規定するもの、4年次に卒業論文または卒業研究に着手する資格を得るまでの修得単位数または修得科目を規定するもの等、多種多様である。2年次終了までの修得単位数に関しては、教養課程から専門課程に進級する条件との関連で修得単位数を規定する学部が大多数であった。

このように年次別に区切ることができないこと、一般教育科目および専門教育科目に関して異なった規定が混在すること、仮進級という規定を設けている学部のあること等の理由で、進級に関する規定の明確な統計をとることはできなかつた。概して言うならば、大多数の学部は2年次終了までに「一般教

育等」の科目を含めて総単位数の約2分の1の修得を3年次への進級の条件とし、また総単位数の約4分の3を4年次への進級の条件としているようにみうけられた。しかし、2年次終了までに約20単位を修得していることを規定している学部も若干あり、連続するいずれかの2年間に32単位修得することを進級の規定とする学部もあり、また、1、2、3年次に各30単位の修得を進級の規定とする学部もあり、進級に関する規定は極めて多様である。

D 各学年ごとの履修単位数の制限

質問事項の5は、各学年ごとの履修単位数の制限に関する規定の有無とその様態にかかわるものであった。回答を寄せられた全学部について集計することができなかつたので、文科系学部の例として「経済学部」をとり、理科系学部の例として「工学部」をとって集計した結果は次の通りである。

表3 各学年ごとの履修単位数の制限

	経済学部	工学部
①最高履修単位数の制限あり	68学部（61.8%）	14学部（13.5%）
②その単位数の平均	49.2単位（毎学年）	53.6単位（毎学年）

最高履修単位数の制限については、各学年を通じて一率に定めている学部と学年毎に異なる単位数を定めている学部があり、中には4年次は無制限としている学部もみられる。学年毎に異なる規定を設けている学部については平均をとり、無制限としている学部の規定についてはこれを除いて集計をしたため、上記の数値も厳密さを欠くものではあるが、経済学部および工学部を通じて言えることは、これらの学部での最高履修単位数を定めているところでは、おおよそ50単位前後を毎学年の上限としているということであろう。

これに対して各学年毎の最低履修単位数を規定している学部の数は少なく、3つの経済学部と3つの工学部が「規定している」と回答したにとどまった。また、これら6つの学部における最低履修単位数の規定も1、2、3年次までに関するものが多く、その平均は約16単位となっている。

最低履修単位数を規定する学部が少数であることの原因としては、まず進

級に関する規定が設けられているため、あるいは必修とされている演習や卒業論文ないし卒業研究等の科目があるため、学生が各学年に履修しなければならない一定の単位数がいずれの学部にも存在するからであろう。これらの必修科目の単位数を考慮に入れるならば、わが国のほとんどの大学がいずれかの学年で最低履修単位数を事実上規定していることになるであろうが、問題はその最低履修単位数が全学年にわたってほぼ均等に規定されるのではなく、いずれかの学年に偏って規定されることではないであろうか。

Ⅲ アメリカの大学の単位制度

はじめに記したように、アメリカの大学については、300校に「学部履修要項」の送付を依頼したが、回答を受けた大学の数は176校であった。これらの大学の中の9校は「入学案内」あるいは「大学案内」を送付してきたが、その中には「履修に関する規定」は含まれていなかった。また、送られてきた「履修要項」の中には、単位数に関する明確な記述のみられない大学も13校あった。これは「履修要項」のほかに「学部学生ハンドブック」といった文書において、履修に関する規定を記載している等の理由によるものであろう。学部卒業の要件の記載のある「学部履修要項」154例に、在外研究等で出かけた同僚などから送ってもらった3つの大学（ハーバード、MIT、UCバークレー）の要項を加え、合計157の大学について調査した結果は次表の通りである。

表 4. アメリカの大学の学部卒業の要件

	学 部 数	比 率 (%)
① 112 単位	1	0.6
② 120 ~ 129 単位	102	65.4
③ 130 ~ 179 単位	13	8.3
④ 180 ~ 189 単位	18	11.5
⑤ 190 ~ 205 単位	7	4.4
⑥科目制 (30~36) 等	16	10.3
合 計	157	100.5

1 単位の定義については、1 学期間毎週 1 時間の講義と 2 時間の予習・復習と規定している点は、わが国の大学の場合と略同様であるが、2 学期制度（1 学期は約 15 週間）と 3 学期制度（1 学期は約 10 週間）とでちがいがあ

る。これらのうち、180 単位前後を卒業の要件としている大学は 3 学期制度をとっているため、通常の 2 学期制度をとる大学における 1 単位の 1.5 倍を 1 単位としており、また科目制をとる大学は 2 学期制度をとる大学の 4 単位分を 1 科目としている。MIT の卒業の要件は 360 ポイントであるが、1 ポイントは週 3 時間の勉強時間を 1 学期続けた学習量である、となっていて、2 学期制度の大学の 3 倍となっているから、この場合も通常の大学の 120 単位が卒業の要件である。またこれらの 157 大学の中には、5 年制の課程を含む大学も入っている。これらの点を考慮するならば、アメリカの大学の学部卒業の要件は日本式に数えた場合およそ 120 単位から 130 単位までの間におさまっているとみてよいであろう。

アメリカの高等教育には、わが国の大学設置基準に当たる法令の基準がないため、その学部教育は極めて多種多様であり、また多彩である。単科の大学があり、複数の学部をもつ大学がある点、教養学部 (college of liberal arts)、文理学部 (college of arts and sciences)、工学部 (college of engineering)、経営学部 (college of business administration)、教育学部 (college of education)、芸術学部 (college of arts)、音楽学部 (college of music) 等々がある点はわが国の学部教育と同様である。学期制度については、2 学期制度か 3 学期制度をとる大学が多いが、中には例外的に夏学期を含めて 4 学期制度をとる大学もあり、9 学期制度をとっている大学 (Cornell College) もある。また、4 年制課程に併せて 2 年制課程と 5 年制課程を含む学部、修士課程と接合した課程を含む学部もみられる。5 年制課程を可能な限り除いた 134 の学部について、卒業の要件である総単位数を調査した結果は、2 学期制大学 (112 大学) が 126.3 単位であり、3 学期制大学 (22 大学) では 185.0 単位であった。

次に、各学期毎の最高履修単位数の制限については、134 大学のうち 92 大

学（68.7%）がこのような制限を設けており，その平均は2学期制をとる78大学では各学期18.1単位（年間では36.2単位），3学期制をとる14大学では各学期18.4単位（年間では55.2単位）であった。

また，各学期毎の最低履修単位数の制限については，134大学のうち81大学（60.4%）がこのような制限を設けており，その平均は2学期制度をとる65大学で各学期12.2単位（年間24.4単位），3学期制度をとる16大学で各学期13.3単位（年間で39.9単位）であった。

各学年毎の履修単位数の制限については，上限のみを規定する大学があり，下限のみを規定する大学があり，上限・下限の両者を規定する大学がある。上限・下限の両者を規定する大学の数は134大学中57大学（42.5%）である。また各学期毎に15単位ないし16単位（2学期制の場合）を標準として，3単位前後の巾をもたせて履修させている大学も少くない。また，進級の条件を総履習単位数の4分の1程度に設定している大学が多数あり，さらに取得した単位の平均点の下限をたとえば，評点A，B，C，D，Eをそれぞれに4，3，2，1，0点に換算して，2.0等と規定している大学も多数みられる。

単位履修に関する規定の1例として，州立のカリフォルニア大学バークレー分校の場合をみるならば，この分校は2学期制度で卒業に必要な総単位数は120単位であるが，その履修に関する規定の中に「ミニマム・プログレス」Minimum Progress と題して次の記述がある。

「学部学生の卒業の要件は，毎学年30単位をとることである。学生が最低のアカデミック・プログレスを達成できなかった場合は，学部長の許可を受けなければ在籍は許されない。アカデミック・プログレスを達成するためには，学生は，既に在籍した学期の数に15をかけた数の単位以上を取得していなければならない。（各学期毎に）15単位の履修がノーマル・コース・ロード normal course load である。13単位以下を履修する場合には，学部長の許可を受けなければならない。」⁽⁷⁾

Barron's Profile of American Collegesは1,502の大学を一般の大学と特殊な大学（看護大学 college of nursing，航空大学 college of aeronautical technology，軍事大学 military college 等）に分け，一般の

大学については難易度を基準にして6段階の格付けを行っている。私たちの調査はこのように区分された7つの大学群それぞれの中から約5分の1をランダムに抽出した大学の単位履修の制限についての規定を検討したが、大学の難易度によって単位履修に関する規定が大きく異なるということはないように思われた。

IV 日米両国の大学の比較と単位制度改革に関する私案

わが国とアメリカの四年制大学における単位制度を比較してみても言えることは次のようなことであろう。

- ① 1単位の定義については、両国の大学の間には大きな差異はみられない。
- ② 学部卒業に必要とされる総単位数については、わが国の大学の場合が平均して約134単位であるのに対して、アメリカの大学では約126単位（2学期制度の場合）であり、両国の大学の間であまり大きな差異はない。わが国の大学の学部の間ではその間にかなりの開きがあるのに対して、アメリカの大学の学部の間にはそれほど大きな開きはみられない。
- ③ 進級の規定については、わが国の大学の学部ではいわゆる教養課程から専門課程に移行する時点と4年次への進級の時点に関して規定がおかれていることが多いのに対して、アメリカの大学の学部では2年次、3年次、4年次への進級にわたって共通しておかれることが多い。
- ④ 各学年毎の履修単位数の制限については、わが国の大学の学部ではこれに関する規定は比較的少なく、ことに最低履修単位数に関しては各学年にわたり均等に規定している学部が極めて少ないのに対して、アメリカの大学の学部については、単位履修の制限に関する規定をおく大学が著しく多く、ことに最低履修単位数に関しては各学年および各学期にわたり均等に規定している学部が過半数以上となっている。この点が日米両国の大学の学部教育の大きな差異をなしていると言ってよいであろう。

以上の日米両国の大学における単位制度を比較して筆者が思う第1のこと

は、わが国の大学の学部教育においても単位履修の制限、とくに最低履修単位数に関する規定の検討の必要があるということである。各大学にあてたアンケート調査の最後に、私たちは「単位制度についてのご意見」を求めた。特に意見はないとする回答が大多数であったが、次のような意見を寄せられた大学がある。

- 1単位あたり必要な学習時間の規定が形骸化している。(コード番号025の学部)
- 単位制度は本来学生の自由な勉学のために設けられたものであるが、現在の大学生一般の気風に照らしてあまり生かされているとはいえない。さりとて、これに代る名案もなさそうである。制度以前のところに問題があると思う。(コード番号0382の学部)
- ほとんどの学生が3年次終了までに必要単位数をとって、4年次授業への出席率が少なくなっている。修士課程を含めて5年制にすべきである。(コード番号0836の学部)

これらの記述が示すように、単位制度は本来学生の自由で個性的な勉学を保障する制度として設けられている。自由で個性的な勉学は推奨せらるべきものであるが、現代社会において「公けの性質をもつ学校」の一つとして、それぞれの大学は卒業に必要とされる総単位数に見合う学生の勉学、そして総単位数の積算の基礎としての1単位に見合う勉学の実体化を検討すべきであろう。ある学年には50単位(現行の1単位=45時間の勉学とすると2,250時間の勉学)を履修し、ある学年には全く履修しなくてもすむといった制度は明らかに不合理である。このような不合理の是正のためには、履修単位数の制限に関する検討は不可欠であろう。

履修単位数の制限に関する規定の在り方については、アメリカの多くの大学がとっている規定が合理的であろう。それは、各学年毎に卒業に必要な総単位数の4分の1を標準履修単位数とし、これに若干の巾をもたせて上限と下限をつけるというものである。わが国の現行の単位制度は大戦後の教育改革においてアメリカの大学の単位制度をモデルとしてつくられたものであることは周知のことである。しかし、その際になぜか標準履修単位数に関する

規定をとり入れることが見落された。このことが、新制大学発足当時から指摘されつづけた「単位制度空洞化」の最大の理由ではないであろうか。

わが国の大学教育改革を審議している大学審議会は、単位制度についての審議経過の中間発表において、「1単位を教室内および教室外での45時間の履修時間とする」という大学設置基準第26条の規定を廃止し、代って「講義・演習については15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間、実験・実技・実習等については30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間」とする案を示している。しかし、この案の問題点は、卒業の要件としての総単位数が規定されていないこと、および「標準履修単位数」への配慮が欠けていることではないであろうか。

わが国の大学の単位制度の改革についての私案を述べるならば、それは①現行の大学設置基準第26条の規定は維持し、②設置基準第32条の「卒業の要件は124単位以上とする」という規定を「卒業の要件は128単位以上とする」という規定に改め、③第32条の中に新しく「大学は卒業の要件である総単位数の4分の1を各学年の標準履修単位数とし、この数に一定の巾をもって上限および下限を規定するものとする」という1項を加えることである。卒業の要件の総単位数を128以上とすることの理由は、その4分の1が32単位となり、これは4単位科目の8科目分に当たることとなって、現在のわが国の大学の多くの科目が4単位、または2単位である事情に適合しやすいからである。⁽⁸⁾

各学年の標準履修単位数を32単位とした場合、学生は毎学年にわたり年間1,440時間勉学することになるが、授業日数を年間35週とするならば、毎週約41時間をコンスタントに勉学することになるであろう。そして「ほとんどの学生が3年次までに必要な単位数をとって4年次授業への出席者が少なくなる」といった状態も消滅し、ひいては「単位制度の空洞化」、「大学のレジャー・ランド化」という問題も消え去るのではないであろうか。これが日米両国の大学の単位制度を比較して筆者の感じるもうひとつの思いである。

稿を終るに当たって、アンケート調査に協力して回答をお寄せ下さったわ

が国の各大学の当局者，履修要項を送付して下さったアメリカ合衆国の各大学の当局者，および資料の整理と分析に協力してくれた数名の大学院生および学生諸君に心からの謝意を表明する。

資料 各大学の各学部に送ったアンケート依頼および調査用紙

平成元年12月11日

国公立大学

各学部長殿

謹啓 益々ご清栄の段およろこび申し上げます。

さて、私たち国際基督教大学教育学研究室は、今年度文部省科学研究費補助金一般研究（C）の助成を受けて、「日米四年制大学における単位制度の実態と将来像に関する比較調査研究」と題する研究を進めています。この研究は、アメリカ合衆国の大学の「大学要覧」・「学生便覧」等に記載されている「学部学生の単位履修に関する規則」と、わが国の大学における「単位履修に関する規則」とを比較し研究することを通じて、わが国の大学における「学部教育」の改善・充実に少しでも役立てることを目的とするものであります。

アメリカ合衆国の大学の単位履修に関連する規則の資料としては、合衆国の300の四年制大学（全四年制大学の20%）に「大学要覧」等の送付を依頼していますが、わが国の大学における単位履修に関する規則については、同封の質問紙を通じて資料を集めさせていただきたく思っております。

ご多用中のところ大変恐縮ですが、趣旨を諒とされて、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、今回の比較研究調査の結果は、本学教育研究所の明年度の紀要（国際基督教大学学報Ⅰ－A「ICU教育研究」第33号）に発表予定であること、頂いた資料の取り扱いについては、個別の大学学部名の公表はしないこと、および資料を研究用以外には使用しないことをお約束いたします。

敬具

国際基督教大学教養学部

教育学研究室

教授 讃岐和家（代表）

平成元年12月15日

各 位

学部学生の単位履修に関する規則についてのアンケート

ご多忙のところ，また各種アンケートの錯綜している状況のなかで，大変恐縮ですが，下記の質問にご回答下さるようお願い致します。

〒181 東京都三鷹市大沢3-10-2

国際基督教大学 教養学部 教育学研究室 代表

讃岐和家

Tel (0422) 33-3122 Fax (0422) 33-9887

大学・学部名： _____ 大学 _____ 学部

質問1. 貴学部の卒業に必要な総単位数は何単位ですか。 _____ 単位

質問2. 上記の総単位数の配分はどのようでしょうか。

1) 一般教育科目： _____ 単位

2) 外国語科目： _____ 単位

3) 保健体育科目： _____ 単位

4) 基礎教育科目： _____ 単位

5) 専門教育科目： _____ 単位 または _____ 時間

質問3-1. 上記の専門教育科目のうちには，卒業論文または卒業研究（卒業制作等を含む）が含まれているでしょうか。

はい →質問3-2へいいえ→質問4-1へ

質問3-2. 含まれている場合、それは必修でしょうか、選択でしょうか。

必修

選択

質問4-1. 貴学部には学生の進級の条件に関する規則があるでしょうか。

ある→質問4-2へ

ない→質問5-1へ

質問4-2. 学生の進級の条件としての単位数はどのようなものでしょうか。

第2年次に進級するためには、第1年次の終わりまでに

_____単位を履修していること。

第3年次に進級するためには、第2年次の終わりまでに

_____単位を履修していること。

第4年次に進級するためには、第3年次の終わりまでに

_____単位を履修していること。

第5年次に進級するためには、第4年次の終わりまでに

_____単位を履修していること。(医学部等の場合)

第6年次に進級するためには、第5年次の終わりまでに

_____単位を履修していること。(医学部等の場合)

質問5-1 貴学部には学生が各学年ごとに履修する単位数の制限(最高何単位, 最低何単位など)についての規則がおありでしょうか。

ある→質問5-2へ

ない

註

- (1) 清水一彦：「大学の単位制度の基準に関する研究—「大学基準」（昭和22）から「大学設置基準」（昭和31）まで—」，大学研究第5号 筑波大学 大学研究センター刊，1989年12月， p. 136
- (2) 同上， p. 137
- (3) 大学基準協会，『大学に於ける一般教育』，昭和26年， p. 33
- (4) 同上， p. 34
- (5) U. S. Department of Education, "Japanese Education Today" 1987, pp. 51—52. (訳文は，鈴木陽子監訳『日本教育の現状』八千代出版，1989， pp. 124—5 による。)
- (6) 日本私立大学協会教育学術充実協議会 第1部教育充実部会，『本協会加盟各大学における一般教育・専門教育に関するアンケート〈一般教育編〉』，昭和61年6月9日
- (7) University of California at Berkeley, 1990—91 General Catalog, p. 35
- (8) 標準履修単位数と最低履修単位数については拙稿「各大学は一年ごとの最低履修単位数を規定すべきである」，『教職研修』，教育開発研究所，1988年2月号， pp. 80—82 を参照されたい。

**A COMPARATIVE STUDY OF CREDIT SYSTEMS
IN JAPANESE AND AMERICAN
COLLEGES AND UNIVERSITIES**
(English Résumé)

Kazuie Sanuki

The Department of Education at ICU Liberal Arts College conducted, in the academic year of 1989–90, a comparative study on the credit systems of four-year colleges and universities in Japan and the United States. This article is a report with a comment on the findings of the survey.

I

We sent a questionnaire to all the 1,268 colleges (*gakubu*) in all of the 500 Japanese universities and asked about 1. the number of course units required for graduation, 2. the requirement concerning the senior thesis, 3. the regulation concerning the promotion (student classification), 4. the regulation concerning the maximum number of the units a student may earn in one academic year, and 5. the regulation concerning the minimum number of the units a student must get in one academic year. 909 colleges responded. Main findings are as follows:

1. Average number of the units required for graduation from four-year colleges is 133.6, the range being between 124 and 178.5. (In the Law concerning the Chartering of Colleges and Universities (*Daigaku Setchi Kijun*) it is stipulated that 1) one unit means 45 hours of study inside and outside the classroom and 2) the minimum number of units for graduation shall be 124.)

2. Concerning the senior thesis requirement, almost all of the colleges of letters and the colleges of engineering require senior thesis, whereas about two thirds of the colleges of law and one third of the colleges of economics require it.
3. Generally speaking, there is no concept of the promotion or student classification in Japanese colleges and universities, although many of them have the regulation concerning the minimum number of units to be earned or specific courses to be taken by a certain specific time such as the end of the so-called General Education Section (*kyōyō katei*, i.e., usually first two years of the undergraduate education).
4. Concerning the maximum number of units, a student may earn, the regulations vary among the colleges. In case of the colleges of economics, 61.8% of them have the regulation concerning the maximum number, and the average number of upper limit units in those colleges which have such regulation is 49.2 in one academic year. In case of the colleges of engineering, 13.5% of them have such regulation and the average number of the upper limit units in those colleges which have such regulation is 53.6 in one academic year. Concerning the minimum number of units a student must consecutively earn in each academic year, very few colleges in Japan stipulate the regulation. In case of the colleges of economics, 2.7% of them have such regulation, and in case of the colleges of engineering, 2.9%. The average number of the minimum units to be consecutively earned in each academic year is 16.

II

We asked 300 American colleges and universities to send us the catalogues, with which 176 colleges complied. The examination of these catalogues shows that the minimum number required for graduation from semester-system colleges is 126.3, and that of term-system (quarter-system) colleges is 185.0.

(One unit of term-system colleges usually corresponds to 2/3 unit of semester-system colleges.)

68.7% of colleges prescribes the maximum number of units, the average number of which is 18.1 per semester and 18.4 per term. 60.4% of colleges prescribes the minimum number of units, the average number of which is 12.2 per semester and 13.3 per term.

Many colleges adopt the normal course load system. In case of the University of California at Berkeley, 30 units in each academic year are set as normal course load.

III Comparison of the Credit Systems of Japanese and American Colleges and University

1. There is no difference between the American and the Japanese colleges and universities in the definition of one unit (provided that one unit of term-system colleges in the United States is adjusted to that of semester-system colleges).
2. In case of Japanese colleges and universities, there is a fairly big difference in the minimum number of units required for graduation, the range being between 124 and 178.5, whereas in American colleges there is no big difference.
3. Remarkably very few Japanese colleges have the regulation concerning the maximum and minimum number of units, whereas many of American colleges have such regulation.

IV

Based on the survey, the author argues on the problem of the “hollowed” credit (*tan-i seido no kūdo-ka*) in the Japanese colleges and universities, and proposed the introduction of the so-called “normal course load system” or “the

minimum progress system” widely adopted in American colleges and universities into the colleges and universities of Japan